

昭和薬科大学寄附講座規程

平成23年 2月18日 制定

平成27年 2月20日 改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、昭和薬科大学（以下「本学」という。）における寄附講座の設置・運営等に
関し必要な事項を定める。

2 寄附講座に関し、この規程に定めのない事項については、当該寄附講座の設置目的及び趣旨に
反しない限り、本学の諸規程に従う。

(目 的)

第2条 寄附講座は、本学における奨学を目的とする企業・組織・団体等（以下企業等と称する）か
らの寄附を有効に活用して、本学の自主性及び主体性のもとに設置運営し、もって本学の教育研
究の一層の進展及び充実に資することを目的とする。

(定 義)

第3条 寄附講座とは、本学の薬学部における教育研究上必要な専攻分野であって、教員給与、研
究費、旅費、光熱水料等その運営に必要な経費を寄附者からの寄附により賄うものをいう。

(名 称)

第4条 寄附講座には、当該寄附講座における教育研究の内容を示す名称を付するものとする。

2 寄附講座の名称には、寄附者又は寄附の趣旨が明らかとなるような字句を付することができる。

(設置の申請)

第5条 学長は、寄附者から寄附講座の経費の寄附申し込みがあった場合、当該寄附講座の設置が
本学の教育研究の進展及び充実に有益であると認めたときは、教授会の審議を経て学長が決定
し、その設置を理事長に申請する。

2 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 寄附申込書（別紙様式1）
- (2) 寄附講座の概要（別紙様式2）
- (3) 担当教員の履歴書（別紙様式3）

(理事会の議決)

第6条 理事長は、寄附講座の設置に関しては、理事会の決議を得るものとする。

(存続期間等)

第7条 寄附講座の存続期間は、原則として2年以上5年未満とし、必要と認めるときは更新する
ことができる。更新後の存続期間は、1年以上5年未満とする。

2 更新の手続は、第5条と同様とする。

3 前項の申請は、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 更新（変更）申込書（別紙様式1）
- (2) 寄附講座の概要（別紙様式2）
- (3) 担当教員の履歴書（別紙様式3）

ただし、寄附講座の概要および担当教員の履歴書については更新前と同様であれば不要とする。

(寄附講座教員)

第8条 寄附講座を担当する教員は、寄附講座教員として任用する。ただし、本学の教員は寄附講
座教員を兼務することができる。

2 寄附講座を担当する教員は、教授又は准教授に相当する者1名のほか、講師、助教又は助手に
相当する者を置くことができる。

3 寄附講座教員の身分は、任期を定めた教員とし、学校法人昭和薬科大学特別任用職員規程を準
用する。

- 4 前項の教員の任期については、当該寄附講座の設置期間を限度とする。
- 5 寄附講座教員の選考は、寄附者の趣旨を尊重し、本学の専任教員の選考基準及び選考方法に準じ、教授会において行うものとする。
- 6 寄附講座教員のうち、教授に相当する者及び准教授に相当する者並びに講師、助教に相当する者及び助手に相当する者は、それぞれ寄附講座教授及び寄附講座准教授並びに寄附講座講師、寄附講座助教及び寄附講座助手と称することができるものとする。

(寄附講座教員の職務)

第9条 寄附講座教員は、当該寄附講座における教育研究に従事するほか、当該寄附講座における教育研究の遂行に支障のない範囲内で、その他の授業又は研究指導を担当することができるものとする。

- 2 学長が必要と認めた場合には、寄附講座教授並びに寄附講座准教授、寄附講座講師及び寄附講座助教は、教授会又は教員会議に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は持たないものとする。

(成果の報告)

第10条 寄附講座の責任者は、毎年度又は存続期間終了後1ヶ月以内に、当該寄附講座における教育研究の成果を学長に報告し、学長は、寄附講座の存続期間が終了したときは、その全期間の教育研究成果の概要をとりまとめるものとする。

(給与等)

第11条 寄附講座教員の給与については、学校法人昭和薬科大学特別任用職員規程の定めるところによる。

- 2 退職金は支給しない。

- 3 本学の教員が寄附講座教員を兼務する場合は、学校法人昭和薬科大学常勤職員給与規程による給与のみとする。

(経理等)

第12条 寄附講座の経費は、寄附講座における教育研究が実施される全期間に亘って必要な額を寄附金として、一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実な場合には、毎年度必要な額を受け入れができるものとする。

(内容等の変更)

第13条 寄附講座の内容等を大きく変更しようとする場合の手続は、第5条と同様とする。この場合の書類については第7条第3項を準用する。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、寄附講座に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴取し、理事会で定める。

附 則

この規程は、平成23年2月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月20日から施行する。

寄附講座・様式1～4